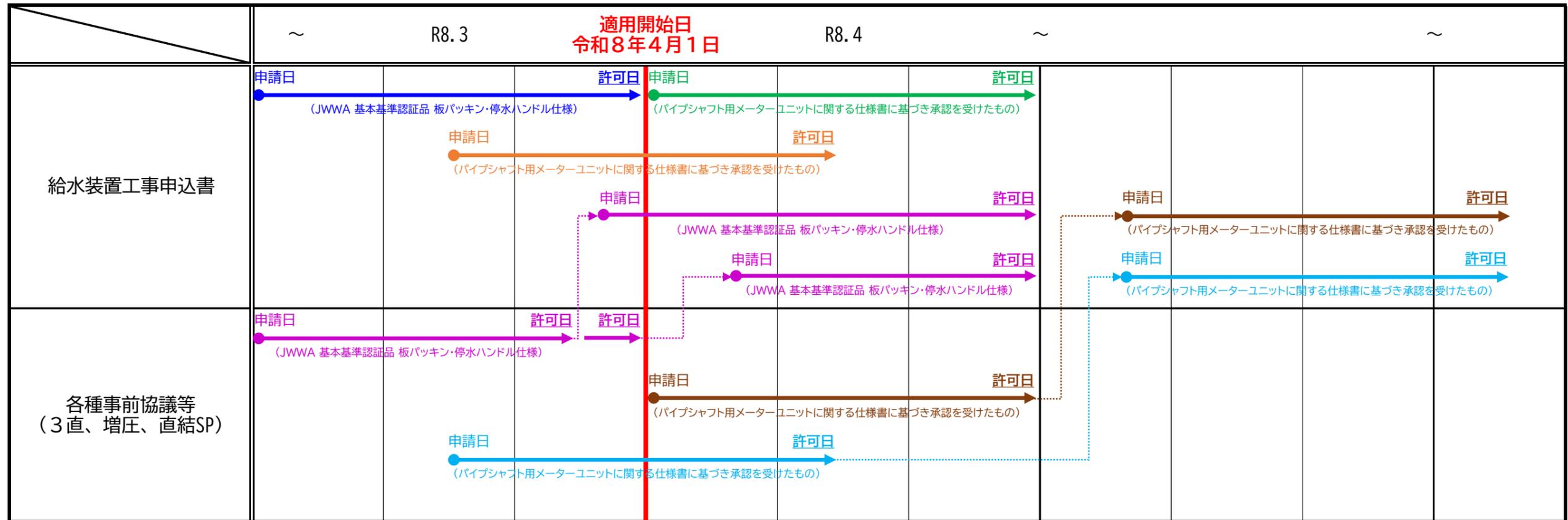


# 適用開始日前後での各種申込における基準適用について



( JWWA 基本基準認証品 板パッキン・停水ハンドル仕様 ) : 旧基準  
 (パイプシャフト用メーターユニットに関する仕様書に基づき承認を受けたもの) : 新基準

● → 設計施工指針の事前協議に関する規定の中で、  
 「事前協議の結果に基づき設計を行い、給水装置工事の申し込みを行うものとする。」  
 と規定していることから、**適用開始日前に事前協議の許可書が交付されているもの**については、  
 適用開始日以降の給水装置工事申込書の申請であっても旧基準で可とする。  
 ※3階直結直圧給水の事前協議制度は、令和8年4月1日から廃止となります。

※ 「許可日」が適用開始日（令和8年4月1日）以降となるものは新基準が適用されます。

※ 該当する各種申込がある場合は、職員までお声掛け、ご相談ください。